

漁港管理会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、漁港管理条例(以下「条例」という。)第24条に規定する漁港管理会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本の方針)

第2条 漁港管理会の委員は、原則として次の各号に掲げる者のうちから、知事が選任する。

- (1) 漁業協同組合が推薦する者
- (2) 地元自治体が推薦する者
- (3) 漁港管理者が指定する職員

2 必要があると認められる場合には、前項に定める委員以外の委員(以下「外部委員」という。)を選任することができるものとする。

(委員報酬等)

第3条 委員報酬及び委員旅費は、外部委員を除き、無償とする。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、漁港管理会に関し必要な事項は、各漁港を管理するそれぞれの長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月18日から施行する。

漁港及び漁場の整備等に関する法律 抜粋

(漁港管理会)

第 27 条 漁港管理者は、漁港に、漁港管理会を置くことができる。

2 漁港管理会は、漁港管理者の諮問に応じ、漁港の維持管理に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の規定により漁港管理会を設置した漁港の漁港管理者は、漁港管理規程の制定その他漁港の維持管理に関する重要事項については、漁港管理会の意見を徴し、その意見を尊重しなければならない。

4 漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、漁港管理規程で定める。
(昭三一法一二二・昭五三法八七・平一一法八七・平一二法七八・一部改正)

静岡県漁港管理条例 抜粋

(漁港管理会)

第 24 条 知事は、法第 27 条第 1 項の規定に基づき、第三種漁港である漁港に漁港管理会を置く。

2 前項に規定するほか、知事は、必要に応じ、第三種漁港以外の漁港に漁港管理会を置くことができる。

3 漁港管理会の名称は、その置かれた漁港の名称を冠するものとする。

4 漁港管理会は、漁港に関し十分な知識と経験を有する者として知事が選任した委員をもって構成する。

5 漁港管理会に会長及び副会長を置く。

6 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

7 会長は、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10 漁港管理会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

11 漁港管理会の議事は、出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

12 前各項に定めるもののほか、漁港管理会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(追加〔平成13年条例27号〕)